

大和市告示第194号

大和市外国籍市民救急医療対策事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和5年12月13日

大和市長 古谷田 力

大和市外国籍市民救急医療対策事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大和市外国籍市民救急医療対策事業費補助金交付要綱（平成20年大和市告示第85号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「損失について」の次に「、神奈川県救急医療機関外国籍県民対策費補助要綱（平成5年4月1日施行）の規定に基づき」を加える。

第2条第1号中「補助の対象となる医療機関で」を「開設者が独立行政法人、国、神奈川県、市町村又は地方独立行政法人神奈川県立病院機構以外の医療機関であって、」に改め、同条第3号中「者の」を「ものの」に、「者を」を「ものを」に改め、同号ア中「分割払い」を「分割払」に、「、」を「者」に改め、同号イ中「、」を「者」に改める。

第3条の見出しを「（補助対象経費）」に改め、同条中「補助の対象」を「補助対象経費」に、「より医療費の」を「より」に、「前年度の医療費」を「医療費（第5条の規定による申請を行う日の属する年度の前年度末までに当該治療が完了したものに限り）」に改め、「うち、」の次に「当該医療費の弁済が行われないことの」を、「もので」の次に「あつて」を加える。

第4条第3項中「前項各号」を「第1項各号」に改める。

第5条の見出しを「（申請）」に改め、同条中「補助金の交付を受けようとする救急医療機関（以下「補助事業者」という。）」を「申請者」に改める。

第7条を次のように改める。

（交付の条件）

第7条 規則第6条第2項に規定する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業者は、外国籍市民の損失医療費についての責任者を定め、当該損失医療費の回収に相当な努力を行うとともに、その経過を救急医療機関外国籍市民受診状況表等により記録し、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から10年間保存すること。
- (2) 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管すること。
- (3) 前号に規定する帳簿及び証拠書類は、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から10年間保存すること。

- (4) 補助事業者が法人その他の団体である場合であって、前号に規定する証拠書類等の保存期間が満了しない間に当該団体が解散する場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は市長）に当該書類を引き継ぐこと。
- (5) 補助事業者は、規則第10条の規定による実績報告後も損失医療費の回収について継続的に努力すること。

#### 附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第1条、第2条第3号、第3条、第4条第3項、第5条及び第7条の改正規定は、公表の日から施行する。